情報通信審議会　情報通信技術分科会　ＩＴＵ部会（第１回）
議事録

第１　開催日時及び場所

平成 23 年 2 月 25 日(金)　15 時 00 分～16 時 02 分

於、第一特別会議室（総務省８階）

第２　出席した委員及び専門委員（敬称略）

委員

青木　節子、荒川　薫、伊東　晋、鈴木　陽一、服部　武

専門委員

淺谷　耕一、石崎　俊、今井　朝子、冲中　秀夫、生越　由美、加藤　寧、

櫛木　好明、黒田　道子、永井　研二、藤本　正代、弓削　哲也

（以上１６名）

第３　出席した関係職員

(1)　総務省

利根川　一（情報通信国際戦略局長）、久保田　誠之（官房総括審議官）、

竹内　芳明（技術政策課長）

(2) 事務局

小笠原　陽一（通信規格課長）、中島　睦晴（通信規格課　企画官）、

深堀　道子（通信規格課　国際情報分析官）

第４　議題

(1) ＩＴＵ部会及び部会の所掌について

(2) 部会長及び部会長代理選出

(3) 委員会の設置について（これまでの検討経緯を含む）

(4) 今後の検討事項及び検討の進め方

開　　会

○小笠原通信規格課長　　それでは定刻となりましたので、これよりＩＴＵ部会（第１回）会合を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。部会長選出まで、事務局通信規格課でございますが、しばし議事進行を取り運ばせていただきます。

それでは、配付資料の確認からさせていただきます。まず、議事次第を取っていただきまして資料１－１「情報通信審議会議事規則」、それから一番後ろに当「ＩＴＵ部会の所掌」という資料がついております。これが１－１です。１－２でございますが、当ＩＴＵ部会構成員の一覧をつけさせていただきました。既に技術分科会におきましてこのＩＴＵ部会の構成員の方をご指名いただいております。それから、資料１－３でございますが「国内の標準化に関する審議体制について」、事務局から提出している資料がございます。次に資料１－４でございますが、このＩＴＵ部会におきます委員会の設置及び運営につきまして、簡単にまとめさせていただいたのが資料１－４でございます。資料１－５でございますが、当部会における今後の審議内容ということにつきまして事務局で作成させていただいた資料がございます。それから、参考といたしまして「情報通信審議会令」というのをつけさせていただいております。

以上でございますが、資料の過不足があれば、お申し出いただきたいというふうに思います。

本来であれば、本日、新体制第１回のＩＴＵ部会でございますので、委員の皆様方から自己紹介していただくところではございますが、時間の関係上、大変恐縮でございますが、資料１－２の構成員の名簿の配付ということをもってかえさせていただきます。ご容赦をいただければと思います。

議　　題

（１）ＩＴＵ部会及び部会の所掌について

○小笠原通信規格課長　　それでは、お手元の資料１－１に基づきまして、本部会所掌及び運営について、若干規則上のご紹介をさせていただきます。まず、情報通信審議会の議事規則に基づきまして当部会は設置されておりまして、１枚めくっていただきまして第１０条、それから第１１条というところをご覧いただければと思います。

第１０条、本部会の上の技術分科会の所掌ということが書いてございますが、第１０条の２項のところに、１項目にＩＴＵ－Ｒ、それからＩＴＵ－Ｔ等々への対処に関する事項ということにつきましては、技術分科会の議決をもって審議会の議決とするというふうになっております。そして第１１条におきまして、２項に「分科会に、ＩＴＵ部会を置く」となっております。これに基づきまして本部会は設置されているわけでございます。

そして、ＩＴＵ部会のこの所掌でございますが、一番最後のページに「ＩＴＵ部会の所掌」という、２月１５日付、技術分科会で決定をいただいたものがございます。本部会の所掌でございます、２項目目、所掌と書いていることのうちＩＴＵ－Ｒ、ＩＴＵ－Ｔに関することということで、３項目目、専決事項といたしましてはＩＴＵ－Ｒ、それからＩＴＵ－Ｔへの対処に関する事項につきましては当ＩＴＵ部会の決議をもちまして本分科会の議決とするということになっております。

なお、後ほどご審議をいただきますが、この下に置きます委員会ということでございますが、委員会につきましては、４項目目、委員会の２番目に書いてあります。「委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める」ということで、委員会の主査はじめ構成については部会長がご指名をいただくということになっております。

以上、ＩＴＵ部会の所掌、それからＩＴＵ部会のそもそもの根拠というところを簡単にご説明をさせていただきました。以上のところまで、何かご質問等はございますでしょうか。

（２）部会長及び部会長代理選出

○小笠原通信規格課長　　それでは、次の議題に移らせていただきます。まず冒頭、部会長及び部会長代理の選出というところに移らせていただきます。

先ほど、参考として配付させていただきました、この「情報通信審議会令」というと

ころに、これは第６条の３項と、裏面に書いてあるところなのですが、部会長につきましては部会に属する委員の互選により選任をするというふうに定められております。この規定に基づきまして、委員の皆様から部会長のご推薦をお願いしたいと存じますけれども、ご発言、いかがでしょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員　　ありがとうございます。青木でございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれ高いご見識がおありになる方ばかりだと思っておりますけれども、情報通信分野で極めて幅広い知識と豊かな経験をお持ちになっておりまして、かつ、同分野の標準化についてＩＴＵだけでなく幅広い視点をお持ちである鈴木委員を部会長にご推薦したいと思います。

○小笠原通信規格課長　　ありがとうございます。青木委員から、鈴木委員を部会長にというご推薦がございました。いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小笠原通信規格課長　　ありがとうございます。

それでは、互選により鈴木委員をＩＴＵ部会長ということに選任をさせていただくということにいたします。

以降の議事進行は鈴木委員にお願いしたいと思いますので、鈴木部会長、部会長席にお移りいただきまして、以降の議事進行をよろしくお願いいたします。

○鈴木部会長　　ただいま部会長を仰せつかりました鈴木でございます。早速ではございますけれども、まず、このＩＴＵ部会の第１回の開催に当たりまして、私から一言ごあいさつ申し上げます。

皆さんもご存じのように、本部会はＩＴＵという非常に重要な標準化機関への我が国の対応について、標準化に関する国家の基本的な方針、国家戦略とともに検討するという非常に重要な役割を担っております。その取りまとめ役として、まさに身の引き締まる思いでございますけれども、本日ご出席の各委員の方々、そして関連する部会や委員会の皆様のお力をおかりして、しっかりと検討を進めていきたいと考えます。どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、まず、情報通信審議会令第６条第５項に基づき部会長代理の指名を行いたいと思います。部会長代理につきましては、部会長である私から明治大学の荒川委員にお願いしたく存じます。

荒川委員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、どうぞ、こちらの席にご移動をお願いいたします。

（３）委員会の設置について（これまでの検討経緯を含む）

○鈴木部会長　　それでは、次の議事に入ってまいります。まず、情報通信審議会における標準化に関する国内検討体制の再編に関するこれまでの検討の経緯につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○小笠原通信規格課長　　それでは、資料１－３「国内の標準化に関する審議体制について」ということで、このペーパーを用いまして当部会がこういった体制になるに至りました検討経緯につきまして、若干ご説明をさせていただきます。総会等々で議論いただいた資料でございますので、ご出席いただいた方にはちょっと一部重複するところがございます。ご容赦いただければと思います。

それでは、資料１－３の１ページ目から御覧いただければと思います。本日からＩＴＵ部会ということで発足をいたしまして、今までの体制からはちょっと変更ということになってございますが、経緯は昨年の７月の総会にさかのぼりますが、１ページの上と下、それぞれ情報通信審議会大歳会長、それから技術分科会の坂内会長、それぞれのご発言というところが契機になっております。大歳会長のご発言をちょっと一部だけ読みますが、一番上のフォーラム標準、デファクト標準、それにＩＴＵといったデジュール標準と、こういったことが標準化政策の検討対象ということに広がってきているのではないかと。それを踏まえて、ＩＴＵを対象としたその当時の標準化の審議体制について見直すということが必要ではないかと。私案としては、検討体制をスリム化し、検討事項ということをフォーカスしていくとともに、効率的で効果的な審議が可能になるような体制の検討をということで、昨年の７月にご指示をいただきました。

それを受けて、坂内分科会長からＩＴＵを中心という形から、非常に標準化の展開主体が増えてきたということを踏まえてそういった体制に見直していきたいと、そういったご発言がございました。

それ以降、分科会長のご指示で事務局からさまざまな分科会委員の方々のご意見と、あるいは委員会でいろいろ活動いただいている方々のご意見ということを踏まえまして、２ページ目のところでございます。これが昨年の１２月、技術分科会でご承認をいただ

き、今年の２月、総会においてご承認いただいた新たな検討体制ということでございますが、今までの体制はＩＴＵ－Ｔ・Ｒと、そこにＳＧ（スタディグループ）が設置されますごとに、国内委員会ということを設置をしまして２つの部会、ＩＴＵ－Ｔ部会、あるいはＩＴＵ－Ｒ部会、その下にそれぞれ設置されているＳＧごとに合計１７の委員会が設置ということになっておりました。そしてＩＴＵの会議ということがありますごとに情報の共有、あるいは日本としての提案といったことについてご審議をいただき、事実上オーソライズをいただくということをやっていたわけであります。

ただ、デジタル化とか、ＩＰ化、あるいはそういったことに伴うさまざまな意味でのスピード感ということの増加ということに伴いまして、やはり技術動向、あるいは専門性といったことが変化してきているところではあるのではないか。したがって、そういったことに対応して、スリムでスピード感ある検討ということを可能とするという観点から、本日開催されておりますＩＴＵ部会ということでＩＴＵ－ＴとＩＴＵ－Ｒという部会は統合し、その下に設置する委員会ということについても２ページ目の右の図にありますようなこういった６つの委員会に再編してはどうかと、そういったご議論に落ち着いているということでございます。

なお、ＩＴＵに関する対応について、こういったスリム化ということを行うことと並行いたしまして、デジュール、それからフォーラムについて、総合的に検討を行う場が不可欠であるというご指摘をいただきました。それに応じまして、情報通信政策部会の下に「情報通信分野における標準化政策検討委員会」、本日午前中第１回が開催されておりますが、そういったデジュール、フォーラム、そういったことを総合的に検討する場を設置するということ、そういったご意見に基づきまして新たな委員会も部会のもとに設置されているということでございます。

それでは、このＩＴＵ部会、情報通信政策部会、それぞれで標準化の検討ということが開始されているわけでございますが、標準化自体は政府全体としても幾つかの場で検討が行われております。それとの対応関係・位置関係ということを３ページ目に示させていただきました。これに基づいて当部会、それから当部会に所属しますことになる委員会の位置づけということを簡単に紹介させていただきます。

この標準化の検討体制。総務省のかかわりという意味におきましては、真ん中あたりに赤と橙と緑ということで、それぞれ「情報通信審議会」、それから「グローバル展開の在り方に関する懇談会」、「ＩＣＴ国際標準化推進会議」と、３つの箱が乗っております。

このうち赤と橙色のところが総務省の中の審議会あるいは懇談会ということでありまして、緑色のところがＩＣＴ国際標準化推進会議という民間の組織ということでございます。

それぞれの大ざっぱな役割分担としては、総務省の中の組織としての審議会・懇談会につきましては標準化政策、具体的には国が標準化にどうかかわっていくかということを中心としたご議論をいただく場、それから右側のＩＣＴ国際標準化推進会議という民の場は、具体的な標準化活動の実行組織と、具体的に日々のデジュールあるいはフォーラムで動いております標準化活動に対して、実際に実行組織として活動していただくと、そういった大ざっぱな役割分担ということでございます。

それでは、具体的な標準化政策ということについて、どのような役割分担であるかということでありますが、審議会のほうでは総合的な標準化政策の検討ということ、要するに標準化にかかわるすべてのことを基本的にはカバーをしていくということであります。しかしながら、デジュール、フォーラムということで言えば、電気通信主管庁、日本の国内では総務省ということになりますが、そこが発言、あるいは提案・議論ということを行う権利を持つＩＴＵということについて役所としてどう対応していくかということ、それを中心にご議論いただくＩＴＵ部会ということと、それからそういったデジュール、フォーラムといったことを含めて総合的に検討をいただく場を情報通信分野における標準化政策検討委員会、部会としては情報通信政策部会と、そういった役割ということで審議会の中に２つの場が設置されているということでございます。

したがって、当部会におきましてはＩＴＵに対してどう国として対応していくかということを中心にご議論いただくことになりますが、ご案内のとおり、今はもうＩＴＵ－Ｔ・Ｒとも、いわゆるセクターメンバーということで企業の方々も多数ご参加をいただいており、そういった企業の方々によってＴＴＣ、あるいはＡＲＩＢといった民の標準化組織がそれぞれ活動されております。したがいまして、これまでの議論を受けましてはＩＴＵ部会におきまして国としてのＩＴＵの対応を議論する際、こういったＴＴＣ、あるいはＡＲＩＢといった民の標準化機関における検討成果ということは最大限に尊重・活用していくべきであるということ、こういったご意見が多数を占めているところでございます。

そして、当然ながら情報通信政策部会下のこの総合的な標準化政策の検討の場でございますが、ＩＴＵということをどう活動していくか、あるいはそのＩＴＵということに

どう対応していくか、これは密接な連携ということは当然のことということでございますので、ＩＴＵ部会と情報通信分野における標準化政策検討委員会の間は密接な連携をとっていくということが前提でございます。

なお､右に書いてあるその橙色の懇談会でございますが､今のこの標準化政策のうち、少しフォーカスを絞っておりまして、標準化政策とあわせて、日本の製品とかサービスがプレゼンスをグローバルに拡大していくということのためには、標準化と並行して、あるいは標準化に補完して、どういった具体的な政策が必要となるかと。具体的なその政策を語るときに、どういった分野について、あるいは地域としてはどういったところを対象に、標準化と並行してどういった政策を展開することによって標準化を実装したグローバル展開ということが実現できるのかと。そういったところに少しフォーカスをいたしまして、今年の６月ないしは７月までご議論いただけないかということで懇談会設置をさせていただいているところでございます。

当然ながら、ここでの検討成果ということにつきましては、適時、総合的な政策検討の場にフィードバックしていただくということであります。

以上が総務省の中における審議会・懇談会の役割、及び審議会における当部会の役割ということでございますが、先ほど緑色というふうに申し上げた実行組織というところが、当面どんなことをやっているかということでございますが、緑色の下のところにスマートグリッド、次世代ブラウザ、あるいはサイネージ、３Ｄ、あるいはクラウドといったグループが並んでおります。皆様ご案内のとおり、スマートグリッドで言えばＩＴＵ、あるいはＩＳＯ、あるいはＩＥＥＥ、次世代ブラウザであればＷ３Ｃ、サイネージであれば様々なフォーラム、デファクト機関等々、実際その標準化活動が動いているものがそれぞれございます。そういったその標準化活動に対して、日本国内のプレーヤーとしてどう対応していくべきか。それこそ１カ月、２カ月先にある会議に対してどう対応していくべきか、そういったことをまさに実行組織としてご議論いただく場がＩＣＴ国際標準化推進会議というもとに、検討グループとして９つほど動いております。こういった場でも、実際に標準化活動を行っていくに際して、官としてどのような後押しができるか、あるいは官民の役割分担としてどう考えるべきか、そういったことについてはあわせてこの推進会議においてもご議論をいただいているというところでございます。

なお、今申し上げた総務省関係の審議会・懇談会、それから推進会議という３つとの関係で一番上に青色で「ＩＴ戦略本部」、それから「知的財産戦略本部」、それから「ス

マートコミュニティ・アライアンス」と、そういった図が出てきております。総務省のみならず、政府全体としてＩＴ政策の取りまとめということがＩＴ戦略本部、それからコンテンツ、あるいは標準化戦略ということを取りまとめる知的財産戦略本部、この２つが政府の内閣府に置かれた機関でございます。当然、総務省のみならず関係全省庁の施策を取りまとめ、それに関する基本的な方向性をオーソライズするというのが、この本部の役割でございますので、こういった審議会・懇談会、あるいは標準化推進会議、こういったことのアウトプットはこういった本部にインプット、報告すると同時に、当然ながらそこで出された方向性については、各本部におきまして政府全体としてもオーソライズいただくと。したがって、審議会等々で重点分野とされたこと、あるいはその懇談会・あるいは審議会で重点施策として提言されたこと、これは政府全体としても重点施策・重点分野として後押しをしていただくよう、当然ながらこの本部において活動してまいるということでございます。

なお、スマートグリッドにつきましては、スマートコミュニティ・アライアンスというＮＥＤＯが事務局で設置をしている組織でございますが、スマートグリッドに関しては大体国内すべての産学の関係者が参加をしているという、そういった組織でございます。趣旨の１つがスマートグリッドに関する主なデジュール機関であるＩＴＵ、ＩＳＯ、ＩＥＣ、そういったところに対して日本としてボイスが１つに統一されていくといったことも念頭に置いて検討していくということが、スマートコミュニティ・アライアンスのミッションの１つでございますので、スマートグリッドについてはこういった標準化推進会議等々の検討成果はスマートコミュニティ・アライアンスのほうにご審議いただくと。その後で日本として出していくと、そういったことになっております。

以上のような全体像の中で、ＩＴＵ部会としても他のこういった検討組織と十分連携をとりつつ、ＩＴＵへの対応ということをご審議いただきたいということでございます。

４ページ目以下、それぞれ総合的な政策ということの諮問の趣旨が４ページ。それから５ページには先ほど申し上げましたグローバル懇談会の開催要項、６ページが先ほど民の標準化推進会議というふうに申し上げました、そこの概要ということを参考までにつけさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、本日のような検討体制に至る若干の背景と経緯を申し上げました。事務局からは以上でございます。

○鈴木部会長　　ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました、この内容につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは続きまして、本ＩＴＵ部会のもとの委員会の設置及び運営案につきまして事務局のほうで作成をしていただいたものがございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○小笠原通信規格課長　　それでは、資料１－４をお手元にお願いいたします。先ほど資料１－３に基づきまして、そこの２ページ目にある表のように審議体制として総会、分科会を経てご議論いただいたというふうにご報告を申し上げました。それでは、こういった体制にするに当たりまして、これまでのご議論のポイントも生かしてＩＴＵ部会における委員会でございます。委員会の設置及び運営につきまして、それぞれ簡単にその規則の案を作成いたしましたので、ご説明をいたします。

まず、資料１－４の１に委員会の設置というところがございます。ちょっと１枚開いていただくと、別表というところが書いてございます。先ほどの資料１－３の２ページ目の図にそれぞれ対応する委員会、それからそれぞれの事務局というところがそれぞれ書いてございます。名称のところで、一番下の電気通信システム委員会というところで、事務局、当通信規格課でございますが、米印が打ってございます。電気通信システム委員会、統合後は非常に幅広く、ＴＳＡＧを含めたＳＧを所掌することになりますので、当然内容面では通信規格課のみならず、そこの米印の下に書いてあります各課、それぞれ所掌している制度等との関係でそれぞれ関係するＳＧの事務は共同で行っていくという意味で、米印のところにそれぞれの担当各課の協力を得て通信規格課が事務局を運営するというふうに書かせていただきました。委員会としては、この６つの委員会をそれぞれの記載された事務局のもと、それからその所掌事項のもとに議論していくというところがポイントでございます。

ちょっと１枚目に戻っていただきまして、調査事項でございますが、表のところにそれぞれの所掌事項を簡単に書いてございますが、それぞれ担当しているそれぞれのＳＧ、あるいはＲＡＧ、ＴＳＡＧといった組織担当の委員会ということについて、何を調査していただくかということについてＲ・Ｔ、それぞれについて簡単に書いてあります。基本は同じことでございますが、それぞれ提出される寄書、あるいは勧告案に対する評価等々についてご審議をいただくと。それで最終的にはそういった寄書、あるいは勧告案、あるいは他国から出てきた勧告提案、あるいは意見等々に対する評価あるいは対処方針

ということについてご審議をいただきたいということが、各委員会の調査事項でございます。

それから、３の委員会の構成と運営でございますが、（１）にありますとおり、委員会に所属していただきます委員、臨時委員、それから専門委員でございます。この方々につきましては部会長からご指名をいただくということでございます。そして構成員に加えまして委員会の主査につきましても、今申し上げた委員と臨時委員、専門委員のうちから、部会長にご指名をいただきます。したがいまして、各委員会の主査と各構成委員につきましては、部会長からご指名をいただくということでございます。そして、委員会にはそれぞれ主査がご指名をいただいて決まるわけですが、主査代理につきましては、それぞれ部会長からご指名をいただいた主査から指名をいただくということでございます。

それから、（４）以下は大枠の考え方が書いてありますが、これは委員会の主査でございますが、委員会の主査は必要に応じて委員会の会議に必要と認める方々に出席を求めて、説明・意見を聴取できると。あるいは、主査はそういった調査事項との関係で必要と認めるときには、関係者からの情報収集、あるいは関係者との意見交換ということを行わせることができるということですので、各委員会の中で必要に応じてアドホックにテーマごとにこういった意見交換、あるいは情報収集・共有といったことを目的とした会合ということを開くことは当然にできるということであります。

それから、（６）でございますが、先ほどの説明の中でＴＴＣ、ＡＲＩＢといった民の標準化機関との連携ということを特に重要という意見が出ていたと申し上げました。これを反映させていただいて、各委員会の主査はそれぞれの事務局に対して、ＴＴＣ、あるいはＡＲＩＢといった、この標準化に関する団体から情報収集、あるいは情報共有を行うことはもちろんでございますが、当該団体との意見交換ということも必要に応じて行っていただくということであります。したがいまして、ＴＴＣ、ＡＲＩＢにおきまして既に勧告案等々についてご議論が進んでいるという場合は、この規定を活用いただいてその成果物を十分に利用した上で、委員会・部会の審議に活かしていただくということでございます。

それから（７）につきまして、メール審議という、これまでにもお願いしている効率化方法について、改めて記載をさせていただきました。電子メールによる審議ということも十分可能とするという趣旨でございます。委員会の議事につきましては、このＩＴ

Ｕ部会のほうにも適時報告ということでございますが、当然報告の仕方としては内容に応じて電子メールということで行うこともあれば、それからこういったフェース・トゥ・フェースベースで行っていただくこともあるということでございます。

その他、事務局の運営、つまり先ほどのような、要するに共同して事務局が運営に当たるような場合につきましては、それぞれの役割分担等々、委員会の運営に必要な事項については各委員会の主査に定めていただくということでございます。

少し細かくなりましたが、各６つの委員会の設置、及びその委員会の設置にかかわる事項、その中に若干これまでのご議論の反映をいかにしているかということにつきまして、説明をさせていただきました。

以上、ご承認いただければ、これに基づきまして各委員会の設置・運営ということを行っていければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局案につきまして、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。質問・ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、皆様からこの案にご異論ないようでございますので、これをＩＴＵ部会決定第１号として承認するということにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に委員会に所属する委員・専門委員、及び主査の指名を行いたいと思います。このＩＴＵ部会に属する委員会の構成員、及び委員会の主査につきましては、まさに今ほど決定いたしましたＩＴＵ部会決定第１号、この第３項の（１）及び（２）において部会長が指名することとなっております。そこで、私から指名させていただきたいと思います。

それでは、私のほうで指名した方の名簿を、今から事務局から配付いただけますでしょうか。

配付されましたでしょうか。ご覧の名簿のとおりに委員・専門委員、及び主査を指名させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（４）今後の検討事項及び検討の進め方

○鈴木部会長　　では、次の議事に入ります。当部会の今後の検討の進め方についてでございます。こちらも事務局において、体制の見直しの検討過程で技術分科会、あるいは

委員の皆様からのご意見を踏まえまして資料を作成していただいております。

それでは、事務局から、そのご説明をお願いいたします。

○小笠原通信規格課長　　それでは、資料１－５に基づきまして、今までの検討経緯のご紹介と、それを反映した内容についてご紹介をさせていただきます。

それでは、資料を１枚めくっていただきまして、「ＩＴＵ部会の審議内容」というタイトルのもと、「これまでの審議の状況」、それから「今後更に重点的に審議すべき項目」とされたところを若干ご紹介いたします。これまでの審議内容につきましては、先ほどご紹介いたしましたとおりＩＴＵ－Ｔ、それからＩＴＵ－Ｒ、それぞれの各ＳＧを中心として日本の活動、あるいは対処状況をここに報告いただくとともに、日本の対応案、要するに勧告案の提出、あるいは各国の意見に対するその意見の返し方と、そういったことをご報告し、その方針についてご審議をいただき、オーソライズをいただいたということをやってまいったことと、それから、これもご案内のとおり４年に１度、ＩＴＵ－ＴとＲの総会であり、各この場でＳＧの構成、あるいはその議長・副議長といったことが決定されるわけですが、そういった場であるＷＴＳＡ、あるいはＲＡ、ちなみに次回はＷＴＳＡが２０１２年１１月、それからＲＡのほうが２０１２年１月ということで、１年半後くらいに開催が予定されているということでございますが、こういったことについての対処も行ってきていただいたということでございます。

以上のことについて、重要性が変わるわけではないということではありますが、今後、先ほどご紹介いたしましたような環境変化ということを踏まえて、さらに重点的にこの部会で審議していくべき項目が次のようなことがあるのではないかということであります。これは総会でのご議論の一端ということで、２月１０日、情報通信審議会総会におきまして坂内分科会長からご発言のあったところから抜粋をさせていただきました。

まず、下の「・」から言いますが、本日ご承認いただいたような新たなＩＴＵに関する検討体制のもとでございますが、やはりグローバルな標準化戦略ということ、それがＩＴＵというデジュールだけでなく、フォーラムを含めて総合的に検討していくことが必要ということをおっしゃった上で、特にそのＩＴＵとの関係で言えば、次の３点が今後さらに重要になってくるのではないかということでございました。

１つ目は、ＩＳＯ、ＩＥＣといった、ＩＴＵとは必ずしもその所掌を同じゅうすることではない、しかしながらデジュールとしては極めて重要な国際機関、そことの連携ということ。これも今までにもやってこなかったわけでは決してありませんけれども、た

だ今後は分野によっては国際戦略としてどのようにＩＳＯ／ＩＥＣと連携をとっていくか、あるいは逆に言えば、特にＩＳＯ／ＩＥＣとどこの分野を協働で検討していくということにすべきか、そのＩＴＵとしての対応のあり方ということ、これが１つ重要な分野ではないかということでございます。後ほどスマートグリッドを例にしてご説明申し上げます。

２番目でございますが、やはりＩＴＵの位置づけという意味で途上国、あるいは新興国との関係でＩＴＵの重要さということは、ある意味でますます上がってきているのではないかと。特に、その途上国・新興国が政府調達を行う場合、ＩＴＵの勧告に準拠しているかどうかということは、かえって重要性が非常に増しているところがあるのではないか。したがって、グローバル市場を確保するための政策検討という中において、ＩＴＵに対してどう対応していくか、これは非常に重要な検討課題になっているのではないかということが２．でございます。

それから、３．は、これは言うまでもございませんが、ＩＴＵについても、先ほど申し上げたとおり、どこのフォーラムと連携していくべきかということについては既に勧告化という形で具体的なフォーラム団体を、個別具体的に挙げております。問題は、そういった個別具体的なフォーラム団体の検討内容の中から、どういった内容をピックアップしていくかということになろうかと思いますが、そういったことが今後ますます重要ではないかということでございます。

以上３点ほど、今後さらに重点的に審議していくべき事項として坂内分科会長からご指摘をいただいているわけでございますが、しからば、それぞれどういった具体的な例が考えられるかということのご紹介でございます。まず、ＩＳＯ／ＩＥＣとの連携ということでございますが、２枚目に横断的標準化テーマに対する対応の例として、まずスマートグリッドというのが挙がっております。スマートグリッドのＩＴＵにおける検討状況自体でございますが、昨年６月からＦＧ－Ｓｍａｒｔ、Focus Group on Smart Gridということで、検討のグループが立ち上がってはおります。議長はドイツの方ですが、日本からは副議長とそれからエディターが３名ということで、日本からもそれなりに幹部に入り込んでいるということでございます。

このスマートグリッド、ＦＧ－Ｓｍａｒｔの中におきましても、既にＩＳＯ／ＩＥＣから情報収集をし、いろいろな形でＩＳＯ／ＩＥＣの関係者の方を招待して、そこの検討状況ということも十分伺いながら、どんなスマートグリッドのユースケースが考えら

れるか、そのユースケースの中でどういった要求条件ということがピックアップできるか、その要求条件を実現していく上でどんなアーキテクチャとインターフェースが必要かと、こういった議論が去年６月から続いているわけでございます。

そして直近に決定された今後の予定でございますが、今月初めのほうにＴＳＡＧ、ＩＴＵ－Ｔのいわゆる組織を検討する作業計画会合が開かれました。その中で、当面次のようになっております。そのＦＧ－Ｓｍａｒｔについては、今年いっぱい、具体的には来年のＴＳＡＧまで継続して検討するということが決まったと。そしてその過程でも、このＦＧ－Ｓｍａｒｔの中からいろいろな横断的な課題が出てくることは考えられるので、そういったものについては既にできておりますＪＣＡ－ＨＮ、要するにＩＴＵにおけるホームネットワークに関する横断的な検討グループ、あるいはＪＣＡ－ＩｏＴ、Internet of Thingsといったことに関する横断的な検討グループ、そういった枠組みを利用して横断的な検討課題については検討していくということでございます。

フォーカスグループに続けて、スマートグリッドを常設的な横断的検討機関というふうにすることについては､来年の１月に改めてＴＳＡＧで検討ということでございます。さらに、２月のそのＴＳＡＧの際、他の団体、具体的にはＩＳＯ／ＩＥＣとの連携ということにつきましても、既にＩＳＯのほうでこれは２００９年、一昨年の１０月でございますが、既にＩＳＯ／ＩＥＣとしてもスマートグリッドのスペシャルワーキンググループというものができております。ＴＳＡＧ会合ではそういった、既にスマートグリッドの特別なワーキンググループを設置したＩＳＯ／ＩＥＣとの連携ということがやはり不可欠であるという認識が共有されまして、今後、ＩＳＯ／ＩＥＣとの具体的な連携活動の枠組み、要するに会議の持ち方ですとか、テーマの持ち方ですとか、こういったことが議論されていくということにはなっております。

以上のように、ＩＴＵの場でもスマートグリッドについて、特にＩＳＯ／ＩＥＣとの連携が必要であるということ、既に会議の場にも出ているわけでございますが、１ページめくっていただきまして、この無線の電波の割り当てということにつきましても、もうＩＳＯでの活動ということに配慮しつつ、そこをやはり見つつ対応しているという例が既に出てきているということでございます。これはもう前回の情通審総会でこれから検討・着手ということで報告をさせていただいたところでございますが、真ん中の「９００ＭＨｚ帯における周波数再編の基本方針」というところで、このＲＦＩＤについて欧米での割り当て状況を踏まえて９１５から９２８ＭＨｚに周波数を移行するというこ

と、これについて検討・着手ということを行うという報告をさせていただきました。この周波数帯についてはＲＦＩＤで電子タグということもさることながら、いわゆるスマートメーターということが実現する段階におけるメーター間の通信ということで使われる電波の周波数帯域ということで、非常に有力視されているところでございます。

その技術的条件等について検討を開始するということになっているわけでございますが、こういった動きになりましたのも、あるいはこういった検討をこれから進めていくに当たりましても、ＩＴＵのみならず、やはりＩＳＯ等の動向を踏まえて行っていくということが重要になっているということでございます。

ちなみに、一番下の青のところに書きましたとおり、こういったスマートメーターを視野に入れたこのＲＦＩＤの検討につきましては、既に一昨年の９月の段階でＩＳＯからグローバルな周波数割り当てということの協調周波数の可能性について、ＩＴＵについてリエゾン文書が提出されているという状況になっているわけでございます。

既にこういったスマートメーターにつきましては、ＦＧ－Ｓｍａｒｔという観点からも、あるいはＲＦＩＤというこの電波の利用という観点につきましても、やはりＩＳＯとＩＴＵの連携ということがますます必要になってくるだろうということで、逆に言えば、ＩＴＵのほうからＩＳＯに対してどういうリエゾンのリクエストを出していくか、あるいはＩＳＯからのそのリクエストに対してどうこたえていくかと、これが重要な検討テーマの１つと、当部会における検討テーマの１つというふうに言えるかと思います。

次に、海外展開を行っていく上でのＩＴＵの戦略的活用ということに関するところでございますが、冒頭の青い四角のところにありますとおり、もうＩＴＵの参加者、あるいは寄書数というところで言えば、アジア、あるいは新興国・途上国の割合が急増していると。これはもう皆さんもご案内のとおりでございます。右下に寄書数の割合の年次別変化ということを円グラフで書かせていただきました。青がアジアということでございますが、１０年間で約３倍近くにシェアが膨れ上がっているということで、非常に寄書数から言ってもアジアのプレゼンスが大きくなっているということでございます。

そして、これも活動されている方の実感として、このアジアの中でやはりプレゼンスが大きいのは韓国、中国と。それが左のＳＧへの参加者ということにもあらわれておりますが、日本が若干停滞気味であるのに対して、青で書いてある中国、あるいは緑で書いてある韓国についてはどんどん参加者は増えているという段階で、非常にそのアジアのプレゼンスが上がっているということであります。

かつ、こういったＩＴＵで勧告化されたものに準拠された製品ということについては、先ほど申し上げましたとおり、ＩＣＴ機器調達というところにおいて、新興国においてはＩＴＵ勧告の適合ということが非常に信頼性が高いということがあるということでございます。

さらに１ページめくっていただきますと、ではその新興国というところで今後ＩＣＴ関係の調達ということがさらに行われていく可能性があるのかということでありますが、例えばブラジル、アルゼンチン、あるいはシンガポール、インドネシア、インドといったところを見ていただきますと、例えばブラジル、もう地デジ日本方式を採用いただいているところですが、「ナショナルブロードバンドプラン」ということで、まずは公立学校という対象にはなっておりますが、ブロードバンドを引いていこうという計画が公表されておりますし、アルゼンチンについては今度は「ナショナルファイバーオプティックネットワーク」という、しかも投資額で２０億米ドルということで２０１３年までということになっていて、こういった新興国でも具体的なＩＣＴ投資というところが表に出ているわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、こういった国にこういった調達に入っていくという観点のときには、それがＩＴＵ勧告準拠かということがまだまだ大きい影響を持っている場合があるというところであります。従いまして、先ほど紹介がありましたグローバル展開をどの国にやっていくかということを検討する際、では例えば南米、例えばインドといった場合、その売り込む対象としているシステム、あるいはサービスのところの部分について、ＩＴＵ勧告ということをどう取り扱っていくかということ、それがこの場での議論の第２点ということになるかと思います。

次に第３点目の、そのフォーラムとの連携ということでございますが、これは何度か言及をさせていただきました。６ページの緑のところにヨーロッパにおける標準化政策を、少しわかりやすい例なのでとってまいりましたが、欧州委員会「Modernizing ICT Standardization in the EU」という、標準化に関する要するに現代化、あるいは現代化計画といったことが２００９年の段階で出ているわけでございますが、ヨーロッパ地域における１つのデジュール標準ということに近い存在だと思いますが、そういったＥＴＳＩ、あるいは欧州委員会で標準の議論をしていくときに、やはりフォーラムやコンソーシアムにおけるＩＣＴ標準の利用ということを今後視野に入れていくべきであるということ、これが随分強調された政策が発表されているところでございます。

さらに１枚めくっていただきますと、既にこれはＩＴＵの勧告の中で少し右に書きましたようなフォーラム団体等が既に、例えば勧告Ａ．４というところで言うと、フォーラム／コンソーシアムとの間の交流、あるいは情報交換ということを重視していく団体、あるいは文書の参照というところまで認めている団体ということで、フォーラムの団体ということも幾つか挙がっております。見ていただくと、もうＩＥＥＥ、あるいはＩＥＴＦ、あるいはＷ３Ｃといった、もうフォーラムで非常に有名な団体、あるいはＯｐｅｎ　ＩＰＴＶ　Ｆｏｒｕｍといった、かなりこれはちょっとデファクトの色合いも強い団体と言えるかと思いますが、そういった団体に至るまで、既にＩＴＵのほうでは視野に入れているということでございます。

ただ、問題はこういったフォーラムの団体で議論されているどのような項目について、今度はデジュールのほうに戦略的にピックアップを日本として行うかと、そういったところが議題として重要になってくるのではないかということでございます。これが３点目の重要なポイントというところでございます。

以上、坂内分科会長のご発言ということにかけまして、３点ほど今後の重点項目として少し具体例を説明させていただきました。少し長くなりましたが、以上でございます。

○鈴木部会長　　ありがとうございました。

今回のこのＩＴＵ関連部会の体制のスリム化、これを利した形でどのような検討をするのがよいかという案のご説明でございます。ただいまのこのご説明につきまして、何かご発言がございませんでしょうか。

はい、ぜひよろしくお願いします。

○青木委員　　すみません。７ページに関係あることなのですけれども、この中には学会も入っていますが、しばしばデファクトの機関に関係している学会があって、学会で半年前から２年前くらいに研究大会のテーマになっていることが、その後デファクトの機関で新規議題として取り上げられ、そこで採択された標準が最終的にデジュールのほうに行くということがあります。したがって、どういう学会で今何が問題となっていて、何が標準化に関係しているかということを１回アンケートをとるなりして書面の形で集めて、そこで意見が得られるようでしたら、その後定期的に新しい情報を得ていくような何らかのシステムをつくったらどうかというふうに思います。

○鈴木部会長　　大変的確なご意見かと思いますけれども、事務局はいかがでしょうか。

○小笠原通信規格課長　　ご指摘のとおりかと思います。学会にはいろいろなものがあっ

て、ＩＥＥＥといった性格の団体から、青木先生からご指摘いただいたような、ちょっとそういったところでは必ずしも分野を同じゅうしていない学会と、幅広くあろうかと思います。そういったところから、現実に標準化というふうな側面に出てくるものについて、私どもでどうやって継続的な情報を収集するかということ、また少し考えてご報告させていただきたいと思います。

○鈴木部会長　　はい、そのようによろしくお願いします。

ほかに何か。はい、お願いいたします。

○服部委員　　いろいろ検討事項なり、体制なり、スリム化されていろいろ迅速化するということは大変結構だと思います。最終的にはやはりこの標準化戦略は、ある意味で知的財産と言いますか、特許・ノウハウを含めた知的財産をどれだけ確保するかということが非常に重要な武器になるわけです。

今回の資料ですと、少しそれがあまり陽に出ていないです。最初のご説明で知的財産を国全体として扱うというのは、それは上位であるのは結構なのですけれども、やはり各それぞれの部会の中で知的財産をどのように扱うかということを、もう少し前向きに検討していくということが必要です。これがやはり日本のプレゼンスを上げる上で非常に重要だと思います。

例えば、具体的にＬＴＥというのは、今、次世代の携帯電話で大変注目されています。けれども、世界的に見ますと既に、例えばクアルコムが１３％の特許を持っているとか、あるいはインターデジタルがやはりそういう特許戦略をかなり戦略的に取り組んでいます。海外は戦略的に陽に出ているわけです。ですから、ぜひこの中でそれをもう少し陽にして取り組む姿勢を明確にしたらどうでしょうかというご提案です。

○鈴木部会長　　ありがとうございます。

これもまさしくそのとおりという感じがいたしますが、事務局のほうでこれにつきまして何か。

○小笠原通信規格課長　　ご指摘ありがとうございます。また、先生には総会の場においてまた同様の趣旨で知財本部等々、標準化というふうにオープンにしているところもさることながら、知財というふうにしてクローズにしていくと、その切り分けをまさに戦略としてどういう形にせよ明確化し、それを意識して各標準化機関への対応ということを考えていくべきだというご指摘を賜っております。

ぜひとも、今後具体的な分野が出てまいるごとに、この場におきましても、そこの抽

象的に言うとオープン／クローズ、そこでクローズのところは知的財産戦略ということになるのかもしれません。そこのあり方についてもぜひ検討テーマとして、適宜分野に応じてお取り上げいただければというふうに考えております。

○鈴木部会長　　まさにこういった国際規格、国際標準というものを、我々この部会として、あるいは審議会として、どのようにとらえていくかということを、その哲学というか、基本方針の部分にかかわる議論の中で、これからもしっかり議論していきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○弓削専門委員　　特に意見というほどではないのですが、１ページの「今後更に重点的に審議すべき項目」ということで、特に赤でいろいろ書いてあるところは重要なところを含んでいると思います。もう既にＩＴＵ等にこういったものを提案みたいなものをしているということで、こういったことを続けていく必要があるのかなというふうに思っております。

１点ちょっと気になったのは、この赤で書いてあるところの項目の２番目なのですけれども、これは「標準をツールとして、グローバル市場を確保する」と書いてあるのですけれども、ここについて直すとか、そういう話ではないと思いますが、午前中とかの議論でも、消費者のために標準みたいなものをいろいろ考えていく必要もあるのではないかといったこともあって、ちょっとグローバル市場を確保するためのツールというのは、ちょっと割り切り過ぎかなという感じもしますので、表現どうこうということではなくて、ちょっと今後どういうふうにしていくかというバランス面での考え方は必要かなというふうに思っております。

○鈴木部会長　　そのとおりですね。きょう、ご出席になっていない方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、午前中に情報通信政策部会のもとに新しくつくられた情報通信分野における標準化政策検討委員会がございまして、そこで今、弓削委員からご紹介がありましたような議論が出ておりました。そこと今後密接に関連した議論を行うべき、この部会のこの方針の中でも、その議論を踏まえて今のようなことを戴した考え方を入れていくという必要があるように思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

○淺谷専門委員　　多分ここでしか発言できないと思うので、ちょっとお話しします。ＩＴＵ部会での今後の審議内容で、ここに書かれていることは非常に重要で、当然非常に

力を入れてやっていくべきことだと思うのですけれども、少し違う側面から見ると、そもそも今、例えば４ページを見ますと、アジア・途上国のプレゼンスが大きくなりつつあると、これは客観的にはそうなのですけれども、別の言い方をすると日本のプレゼンスが低下している。

それで、ずっとこの１５年か２０年くらい、ほぼ長期低落、凋落基調と言いますか、ずっと右肩下がりで、それで今のＩＴＵはＴもＲも今までの諸先輩方、あるいは従事者の努力で結構いわゆるマネジメントクラスのところに人材を日本から相当派遣していると思うのです。それに対して、例えばＩＴＵ－Ｔなどですと２期で一応そういう役職はリタイアするという規則が少し前に決められましたので、その前ですと２０年やっている議長とかがいたのですけれども。

そうすると、少なくともそのサイクルで、日本としてはもう明らかにどうなるかという、少子化どころか、少子化というのは他人任せなのですけれども、この場合には明らかに任期が切れる人がいて、その後どうするのかということを考えておかないと、いい報告書ができても、それを誰が実行してくれるのというところで相当大きな問題が発生すると思います。

ここの審議内容のどこかに入るのか、ちょっと別の扱いか、わかりませんけれども、そういうポイントを補強して、今後検討していくというふうにお願いしたいのですけれども。

○鈴木部会長　　言ってみれば専門性を持った人材の継続的登用というか、連続性というか、そんなようなご趣旨のご意見でございますね。私も大変重要な問題だと思います。この件、ぜひ事務局のほうで改訂に際してご検討いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

○小笠原通信規格課長　　了解いたしました。

先生方から標準化人材、ここ３年、５年をとると枯渇するという厳しいご指摘をいただいております。検討項目の中にぜひ取り入れていきたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木部会長　　ほかはいかがでしょうか。大体よろしゅうございますでしょうか。

はい、お願いいたします。

○生越専門委員　　先ほど特許のお話が出たのですが、私も特許庁におりまして、特許の出願を見ていると、大学の先生は将来標準化したいということで外国出願を望んでいる

のですが、なかなか予算がない。こういった問題があります。一番問題なのは、特許というのは出願してから１年半後にすべて公開されます。この公開された特許をどうやって標準に繋げるかが重要と思います。

特許の公報には実施許諾の意思を表示するシステムもありました。こういった観点で、標準化を希望する特許をあらかじめ出願時に聞いておいて、特許公報に載せるか載せないかは別の問題として、こういった標準化の機関につながるようなリンクするシステムを知財事務局と協力してつくられたらいいのではないかなというふうに思いました。以上です。

○鈴木部会長　　ありがとうございます。この部会で直接の検討課題かどうかはあるかもしれませんが、総合的な検討というのは非常に重要になっているということで、本日の午前中の新しい委員会もできましたので、ぜひ総務省として今の点は受けとめていただきたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、当部会の今後の検討の進め方、事務局から説明がありましたけれども、さまざまなご意見をいただきました。こういったことを今後、本日いただいたご意見を取り入れてよりよい進め方の我々の方針という形にブラッシュアップしていきたいと考えます。

閉　　会

○鈴木部会長　　それでは、きょうご審議いただきましたように、ＩＴＵに関する審議の新しい体制が発足したわけでございます。この機会に当たりまして、私から一言お話ししたいことがございますので、お聞きいただければと思います。

皆様ご存じのように、このＩＴＵというものは国連に所属し、国際的な信頼も非常に高い標準化機関でございます。この私どもの部会におきましては、こうした機関への対応をしっかり国の政策の中に組み込み、我が国のために使いこなしていくための議論をしていく必要があるというふうに、私は強く考えております。このような観点から、私から特に次の２点についてお願いをしたいと思います。

第１は、本日も最後の議題の部分でいろいろな形で意見が出ていたかと思いますけれども、幅広い議論ということに関しまして、当部会と、それから総合的な標準化政策を検討する情報通信政策部会、及びそのもとにある委員会との連携の確保に努めていただ

きたいということでございます。ＩＴＵへの対応を国の政策に組み込むということを実現する上では、標準化政策全体の議論と、それからこの私どもＩＴＵ部会の議論を一層密接に関連させて進めていくことが不可欠だというふうに考えます。

本日の午前中、先ほどからも何回か話題に出ておりましたように、情報通信部会の標準化政策検討委員会が開催されました。その場で私が主査代理に指名を受けております。私はもちろんその立場でも連携に努めてまいります。事務局のほうでも密に連携した議論ができますように、このＩＴＵ部会と政策部会の運営、これをぜひいろいろ工夫していただければと思います。これがお願いの１点目でございます。

第２点目は、本ＩＴＵ部会における検討テーマの十分な検討を行っていただきたいということでございます。審議会の総会、あるいは分科会でも発言が出ておりましたけれども、今回のＩＴＵ部会というこの検討体制の刷新、スリム化、これがプラスに出るようにぜひ運営を考えていっていただきたいということでございます。具体的には、個別の勧告の審議につきましては、可能な限り傘下の委員会、あるいは民の標準化団体の検討にゆだねる、この部会では本当に重要な技術課題についてだけ検討を行うと。むしろこのＩＴＵ部会のテーマは、先ほど事務局の説明にもありましたとおり、我が国の海外展開を推進するためにＩＴＵとどのように向き合っていくか、あるいはＩＳＯ／ＩＥＣなどといったほかの国際機関との対応、こういったような我が国の、あるいはＩＣＴ分野の国際標準に関する日本の基本的な政策課題、こういったものにできるだけフォーカスした議論をここで行っていくのが重要であると考えます。ぜひそれが実現できるように、事務局に検討をお願いしたいと思います。こういった運営によって、はじめて今回の審議会のもとの、この国際標準審議体制の刷新の本当の効果が得られるのではないかと、繰り返しになりますが強く考えるところでございます。

以上のようなことに関連いたしまして、先ほど設立が承認されました各委員会の皆様にお願いがございます。今回の再編の意義というものは、ＩＴＵに関する検討体制の中でできるだけ基本方針に関する議論を行っていくことというふうに考えております。もちろん各委員会ではこれまで以上に個々の勧告を技術的に詰めるということをしっかりやっていただきたい。それをゆるがせにすべきでないことは、言うまでもございません。その際、委員会におきましても可能な限りでということになりますけれども、ＴＴＣ、あるいはＡＲＩＢ、こういった民の検討組織の成果を活用し、それで生まれてきた時間を、先ほどから申し上げてきたような基本的な方針、戦略的な議論、こういったところ

に使っていくと、そういう委員会運営をしていただければというふうに思います。また、それぞれの委員会の事務局も、今の私からのこのお願いというものを念頭に置いて運営をしていっていただければというふうに考えております。

どうぞ、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日、大体予定の時間にはなりました。何か委員の皆様から、特に今後のこのＩＴＵ部会の活動、運営、あるいは検討の内容等について、ご意見、最後にご発言なさりたいことがございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは事務局から何かございますでしょうか。

○小笠原通信規格課長　　それでは、今の部会長のご指示に基づきまして、当部会及びその各委員会の運営ということに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当部会のもとの各委員会の立ち上げ、スケジュールということについては、今後ご相談させていただきたいと思いますし、次回以降の部会の検討テーマ、及びスケジュールにつきまして、本日のご意見も踏まえて次回以降のテーマを選出いたしますとともに、スケジュール調整は適宜行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○鈴木部会長　　ありがとうございました。

それでは、本日の会議は以上といたします。どうもありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。